



答申書

令和7年11月25日

舞鶴市長 鴨田 秋津 殿

舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会
委員(会長) 大西秀憲
委員 阿波泉
委員 竹内大樹

第1 審査会の結論

舞鶴消防長(以下、「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象とされた文書の存否を明らかにしないとした決定は、相当である。

第2 審査請求の経緯

1 開示請求

審査請求人(以下、「請求人」という。)は、令和7年7月23日、舞鶴市情報公開条例(以下、「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書(以下、「本件文書」という。)の開示請求を行った。

舞鶴市職員および消防署員によるオンラインカジノへの関与、およびそれに関連する警察による事情聴取が行われたと市民から情報提供があったところ、この件に関し、舞鶴市または消防が保有している以下の関連文書。

- ① 当該内容について、市が認知・把握している記録(通報受付記録、市民からの問い合わせ履歴等を含む)
 - ② 舞鶴市役所および消防本部による内部調査・ヒアリング・報告書等の記録
 - ③ 京都府警察・舞鶴警察署等からの照会、情報提供、調査協力依頼等に関する記録(文書またはメール等)
 - ④ 当該事案に関連する職員・消防署員の懲戒処分履歴、懲戒審査会の議事録、起案文書など
- ※ 上記文書の存在有無も含めて、該当資料がある場合には可能な限りの情報開示を求めます。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年8月7日、本件文書について、存否を明らかにしないと決定した。



3 審査請求

請求人は、令和7年9月19日、実施機関の決定に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求の理由

情報公開条例の原則は「行政文書の公開」であり、存否を答えないことは極めて例外的にしか認められない。

本件は、市職員・消防署員が違法なオンラインカジノに関与した可能性という重大事案である。市民の信頼に直結するため、公益性が極めて高く、非公開よりも透明性の確保が優先される。

仮に、個人情報が含まれていても、黒塗り（マスキング）や加工開示を行うことで保護できる。存否そのものを答えない必要はない。

このような公益性の高い案件において、存否応答拒否を用いることは、条例の趣旨（市民による行政監視）を没却する濫用であり、違法または不当である。よって、実施機関の決定は取り消されるべきである。

第4 審査会の判断

- 1 本件文書の存否を明らかにすることによって、公となる情報について
本件は、請求人が行った開示請求に対して消防長が行った決定に対する
審査請求である（舞鶴市長が行った決定に関しては、別途答申する。）。
本件文書の存否が明らかになると、舞鶴市職員または消防署員について、オンラインカジノへ関与したことについて警察が事情聴取を行った事
実の存否が明らかとなる。
上記事実については、以下の2つの性質がある。

- ア 舞鶴市職員または消防署員の名誉およびプライバシーに関する情報で
あること
- イ 警察による事情聴取という犯罪捜査に関する情報であること

以下、それぞれの性質について検討する。

2 上記アについて

請求人に対しては、舞鶴市職員および消防署員がオンラインカジノへ関与し、それに関連する警察による事情聴取が行われたとの情報提供があつたことであるが、当審査会が調査した限りでは、当該情報が警察等から公に発表されたことはなく、真偽不明の情報である。

また、仮に、事情聴取が行われたとしても、その事実だけでは、被聴取者が本当にオンラインカジノへ関与したのか否か、それが刑事罰に相当する違法性を有するものであったか否か、舞鶴市における懲戒処分に相当するものであるのか否かについて一切不明である。

このような状況下で、実施機関が本件文書の存否を回答すると、舞鶴市職員および消防署員が違法なオンラインカジノで賭博行為を行ったとの誤った情報が流布する可能性を否定できず、それは舞鶴市職員および消防署員個々人の名誉あるいはプライバシーを害することとなる可能性がある。

条例第5条第1号は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、不開示と定めている。

実施機関が本件文書の存否を明らかにすると、それだけで不開示情報が開示することになるので、条例第8条により実施機関が存否を明らかにしないとした決定は相当である。

3 上記イについて

警察による事情聴取は犯罪捜査の一端であり、その結果、嫌疑ありとなる場合も、嫌疑なしとなる場合もあるが、事情聴取が行われたか否かそれ自体についても犯罪捜査に関する情報として、条例第5条第3号により不開示とされるべきものである。

実施機関が本件文書の存否を回答すると、警察が事情聴取を行ったか否かが明らかとなり、犯罪捜査に関する情報が開示されることとなる。

よって、この点からも、条例第8条により実施機関が存否を明らかにしないとした決定は相当である。

4 結論

よって、上記「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

以上